

# 森林経営管理制度について

徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会  
ハローフォレスト

# 森林経営管理制度の概要

○森林所有者には、山が手入れ不足とならならないよう  
適切な森林の経営や管理を行う「責務」があることが  
明確化されています。

○森林所有者が森林の経営管理ができない場合、  
「市町村」に森林の経営管理を委託できるようになります。

→ 市町村に委託した森林のうち

- ・ 林業経営に適した森林は、  
「意欲と能力のある林業経営者」に再委託されます。
- ・ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林は、  
市町村が直接管理をします。

# 森林経営管理制度の概要



## 森林経営管理制度 ～新たな森林管理システム～の概要

これまでは森林所有者自ら又は民間事業者に委託し、山の経営管理

新たな制度を追加



森林所有者



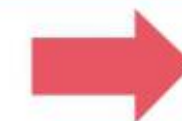
経営管理を  
委託



市町村

経営管理が行われていない森林について  
「市町村」が仲介役となって  
森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築

林業経営に  
適した森林



経営管理を  
再委託



意欲と能力のある  
林業経営者

林業経営に  
適さない森林

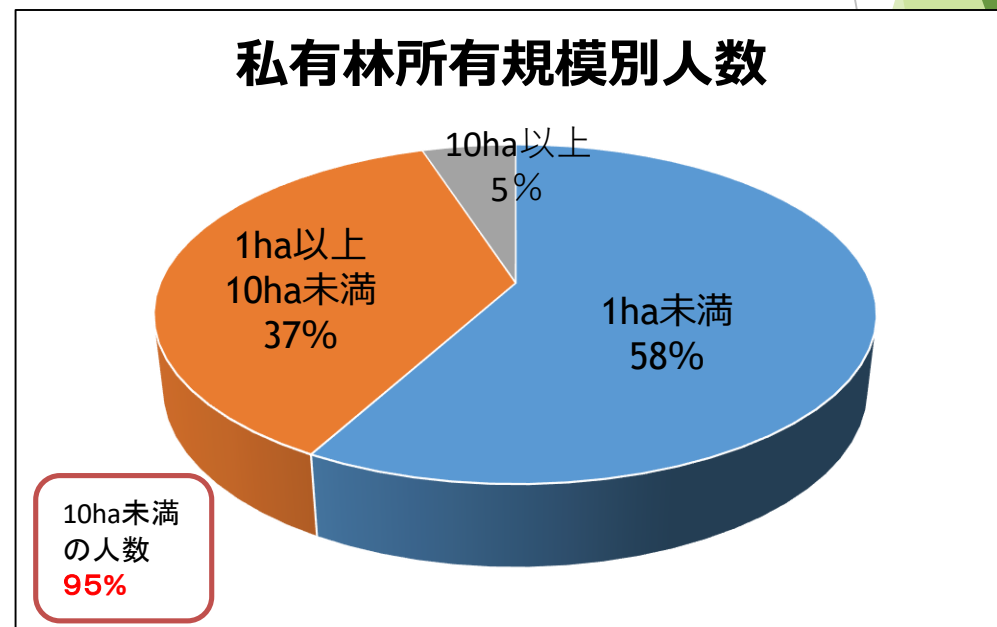
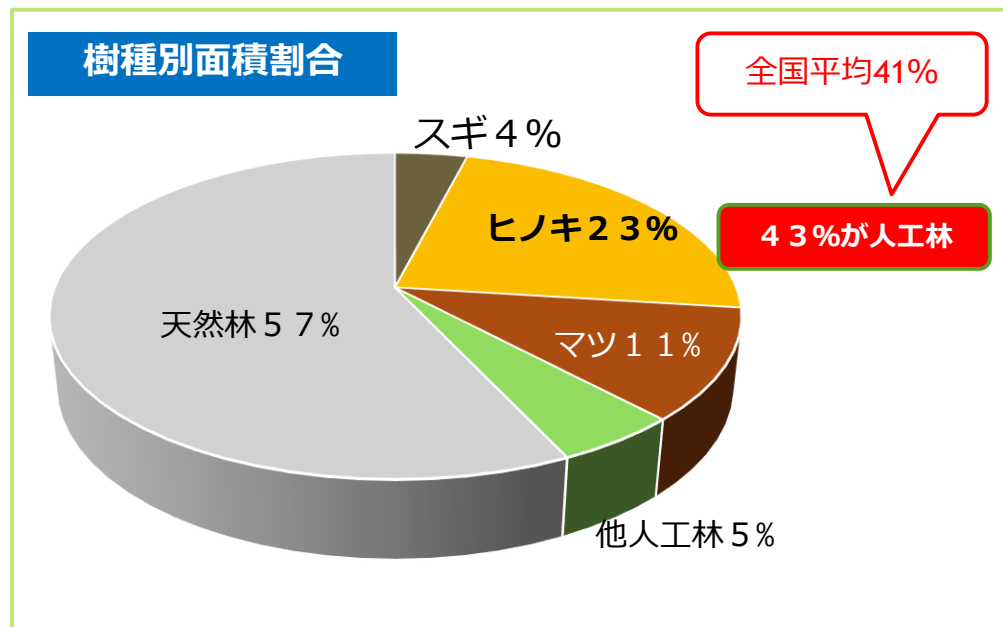


市町村自ら管理

令和元年4月1日からスタート

# 阿波市の森林資源

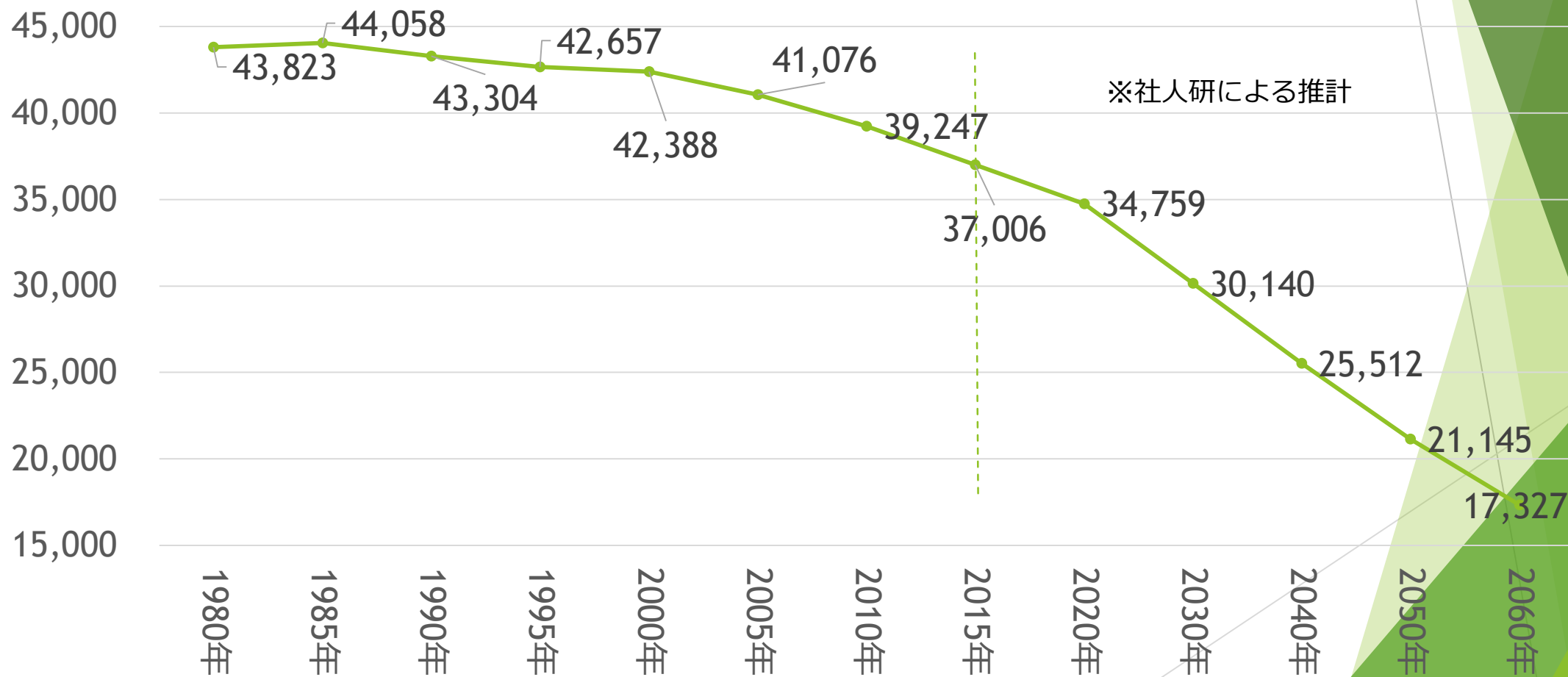
- ▶ 総土地面積の約53%が森林  
(森林面積10,038haのうち7,653haが私有林)
- ▶ 森林のうち27%がスギ・ヒノキの人工林
- ▶ 所有規模別では1ha未満が58%で10ha未満では95%



# 森林経営管理制度の創設の背景

森林所有者の不在村化による管理不足

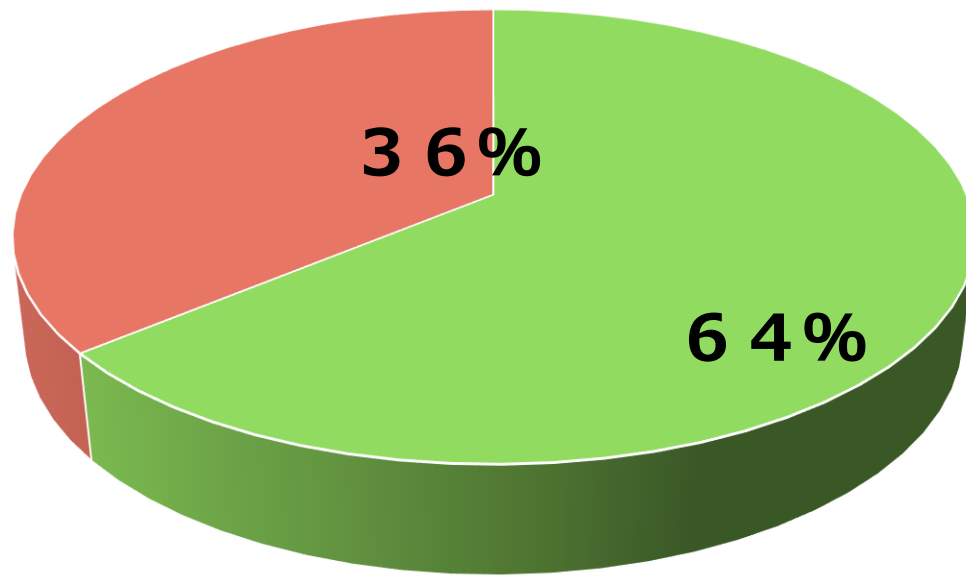
## 阿波市人口ビジョン



# 森林経営管理制度の創設の背景

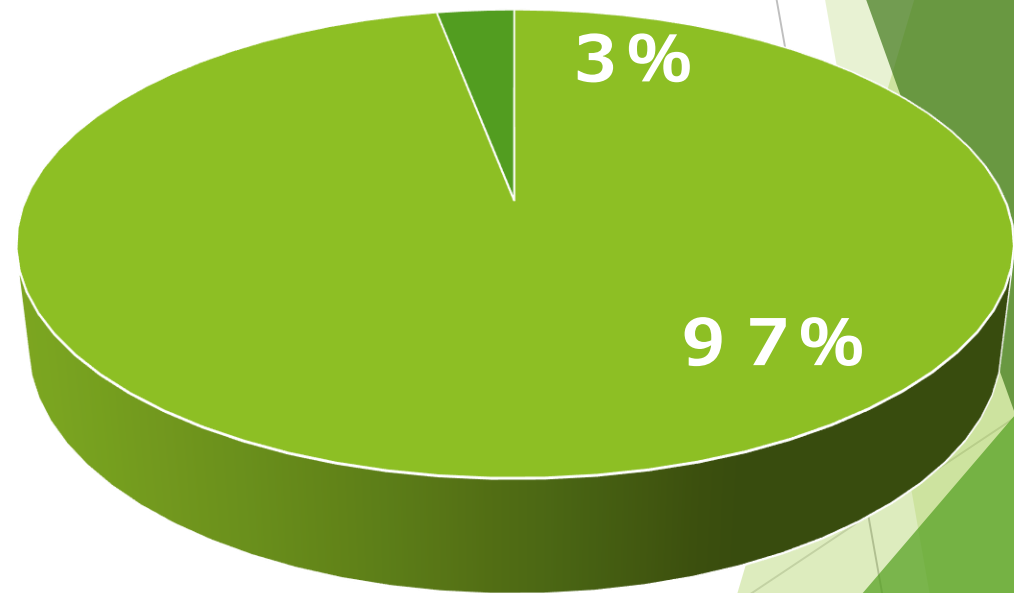
森林所有者の不在村化による管理不足

## 所有者不在村森林面積割合



■ 在村 ■ 不在村

## 過去10年間の施業実施状況



■ 施業不実施森林 ■ 施業実施森林



# 森林経営管理制度の創設の背景

木材価格下落による森林資産価値の低下

## スギ・ヒノキ・カラマツの素材価格の推移



# 森林経営管理制度の創設の背景

## 課題

森林所有者不明森林の増加

森林の境界が不明瞭に

森林整備や木材生産

の合意が困難に

森林の持つ公益的機能が低下

制 度 活 用

森林所有者の適正な管理義務の明確化

意向に基づき管理権限を明確化

- ・ 市町村への経営権の集積（森林環境（譲与）税活用）

計画的な森林施業（管理）の実施 公益的機能増進

- ・ 民間活力を活用した効率的な森林管理

効率的な林業の実施 地域振興に寄与



# 森林経営管理制度の進め方

①制度周知活動 相談窓口設置（ハローフォレスト）

②意向調査実施（現在の管理状況や今後の管理方法）

阿波市へ委託したい

自ら管理したい

組合に任せたい

売却・寄付したい



③経営管理権集積計画作成（阿波市への経営権委託）

・経営管理実施権  
配分計画

・市町村森林経営  
管理事業

立地条件の  
良い森林

林業事業体への再委託  
木材生産等の林業経営実施

奥地等の条件が  
不利な森林

阿波市の直営事業  
間伐等の保育施業実施

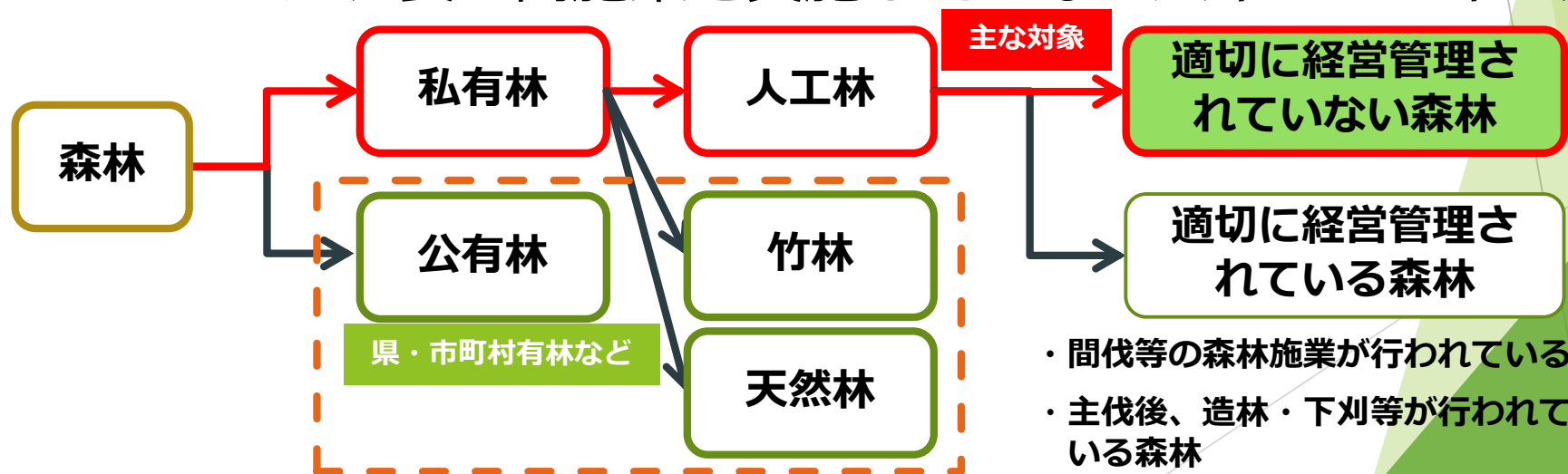
# 森林経営管理制度の進め方

○この制度の主に対象となる森林は

経営管理が行われていない私有林人工林

例えば

- ・境界が明確化されていない森林
- ・間伐が1度も行われていないスギ・ヒノキの人工林
- ・50年生を越えて、木材生産が可能な林齢に達しているが、長い間施業を実施していないスギ・ヒノキの人工林



※竹林・天然林は地域の実情に応じて対象とすることができる

# 森林経営管理制度の進め方

- ・ 制度周知活動

制度周知パンフレットの配布

阿波市の森林所有者約 2 千4百人に配布

説明会の開催 相談窓口設置（ハローフォレスト）

- ・ 意向調査実施

実施期間：ブロックごと 5 年を目途に実施

調査項目：所有者基本情報、所有森林の場所や境界等

現在の管理状況、今後の管理方法

（新制度活用希望等）

# 森林経営管理制度の進め方（今後の取り組み）

- ・意向調査実施（個別調査）

ブロックごとに 5 年間で実施

〈調査項目〉

市町村へ管理を委ねたい方へ

委ねる理由、委ねるまでの期間

森林を手放したい方へ

手放す理由、手放す条件、手放すまでの期間等

〈回答方法〉

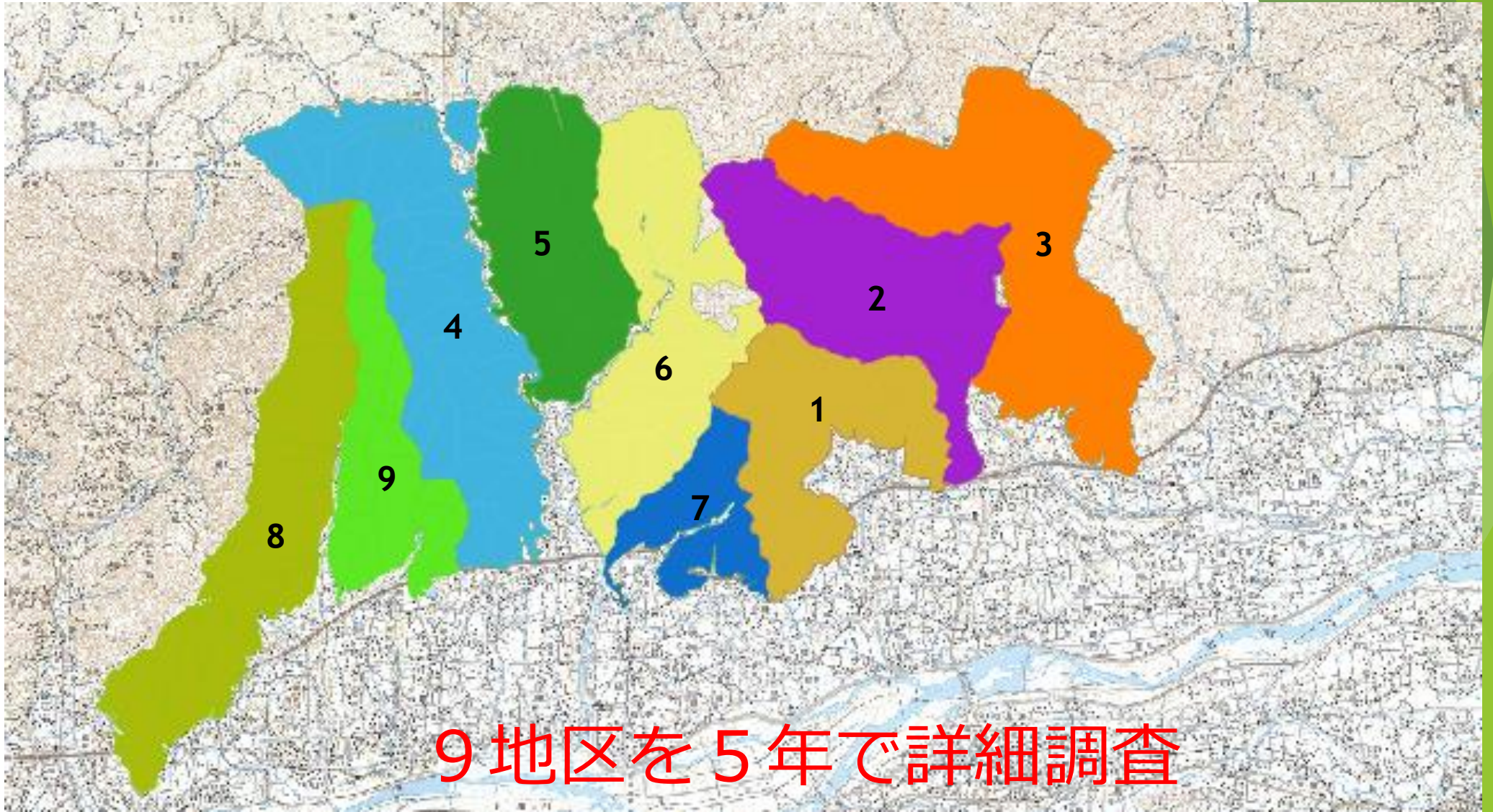
郵送での回答のほか、WEBや窓口、訪問でも

対応いたします。（平日は窓口いつも開いています！！！！）



# 森林経営管理制度の進め方（今後の取り組み）

〈地区割図〉 字界や小流域等で林業経営に適した地区設定



# 森林経営管理制度の進め方（今後の取り組み）

- ・ 経営管理権集積計画 （阿波市と森林所有者）

○意向調査結果や森林所有者からの申し出を踏まえ  
適正に森林整備が実施されていない森林を選定  
（関係者する利権者全員の合意が必要です。）

〈計画書記載項目〉

森林所有者氏名・住所・森林の所在地・面積

経営管理権存続の期間（始期、終期）

森林施業の実施内容

木材生産が行われる場合は、精算の方法

※計画内容について森林所有者に再度確認を行い

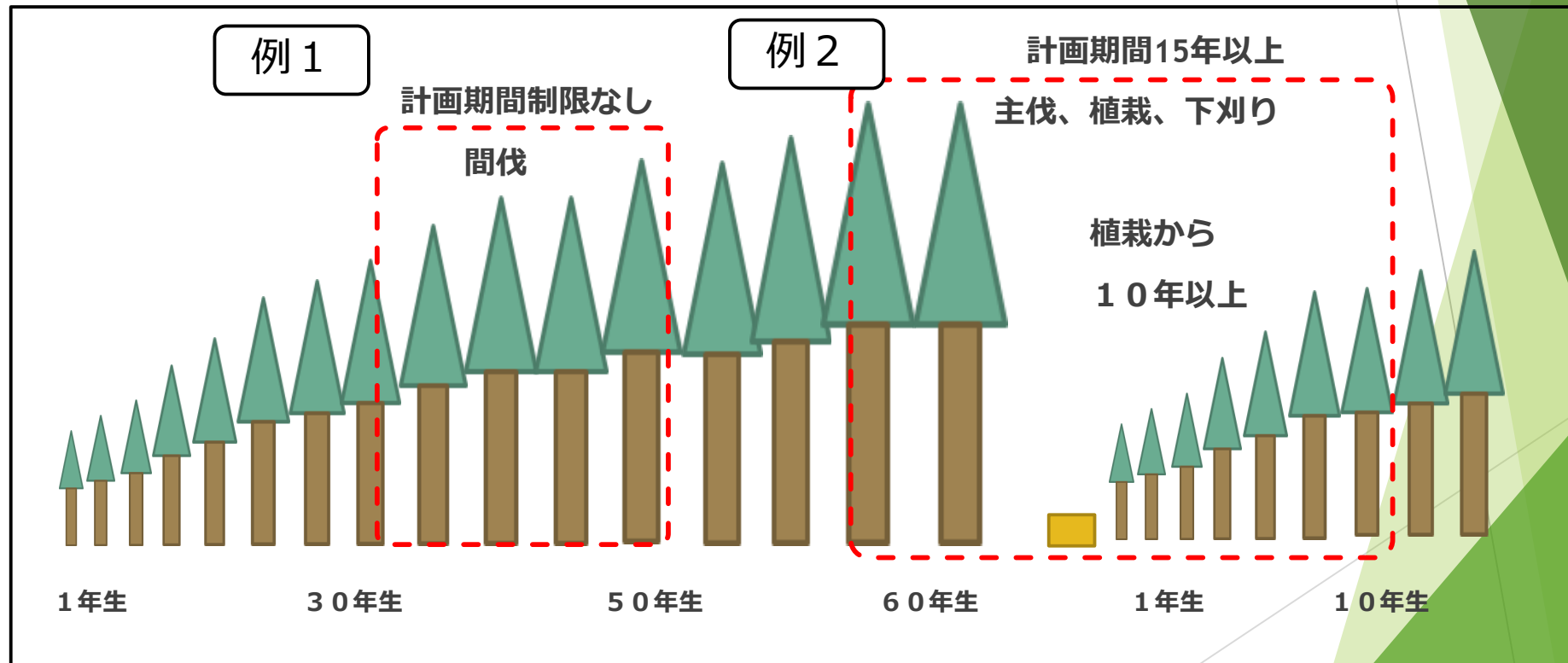
同意がいただければ、経営権の委託処理を行います。



# 森林経営管理制度の進め方（今後の取り組み）

- ・ 経営管理権集積計画

期間（始期、終期）や森林施業の実施内容について

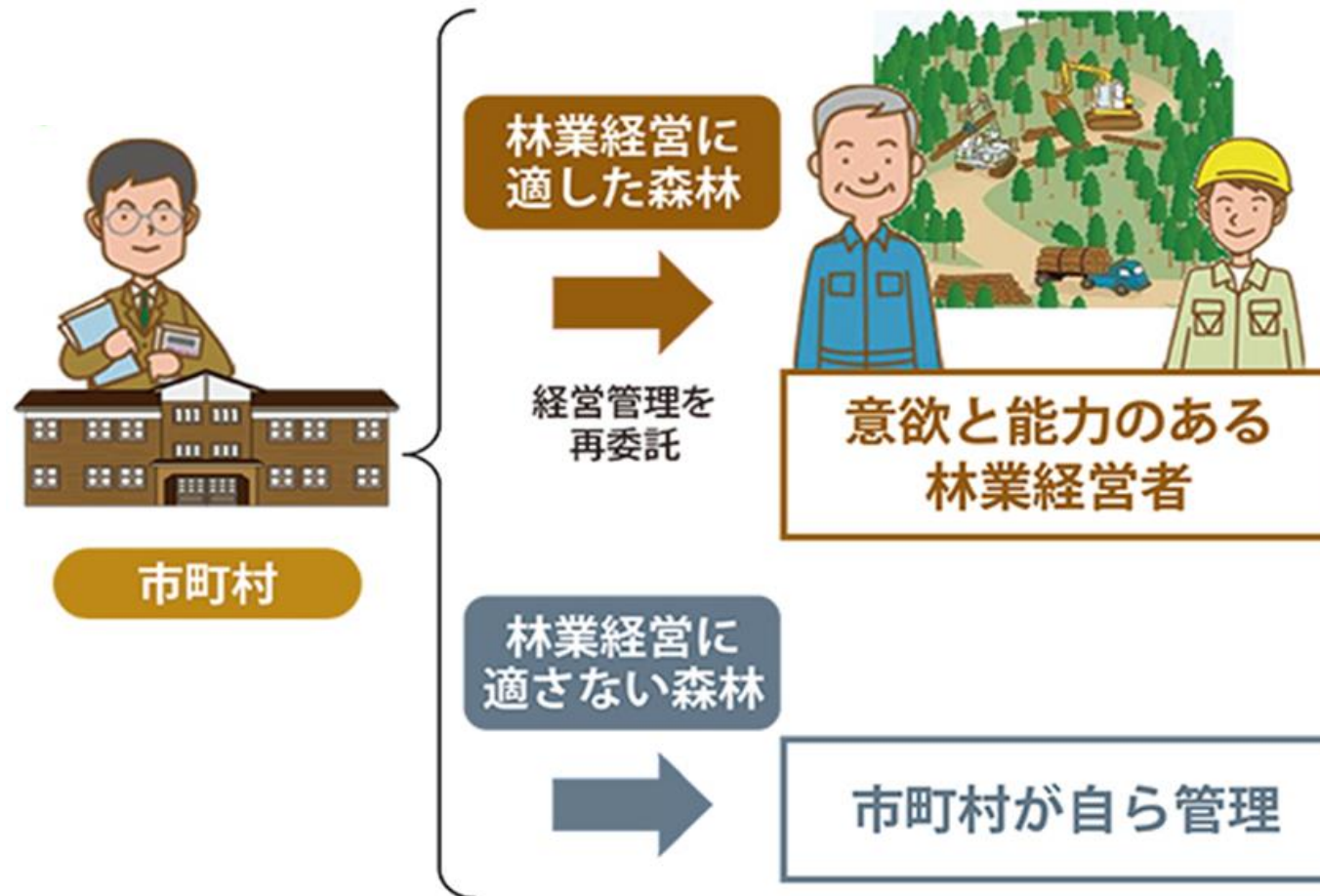


※例 1 主伐を伴わない場合 期間に制限なし

※例 2 主伐を伴う場合は、15年以上の計画（主伐後10年以上）

# 森林経営管理制度の進め方（今後の取り組み）

経営管理権集積計画樹立後



経営管理実施権配分計画

徳島県が認定する林業事業体に  
経営管理実施権を再委託  
経営管理実施権を行使し  
林業経営を実施

阿波市の直営事業

阿波市が間伐等の森林施業を実施

# 森林経営管理制度の進め方（今後の取り組み）

- ・ 経営管理実施権配分計画（阿波市と林業事業体）

○経営管理権集積計画の中から

立地条件が良く、経営可能な森林を対象に

市町村が選定した事業体に経営実施権を再委託します

〈計画書記載項目〉

森林所有者氏名・住所・森林の所在地・面積

経営管理実施権の存続期間（始期、終期）

森林施業の実施内容

木材生産が行われる場合は、精算の方法

※計画内容について森林所有者に事前に情報提供があります

計画樹立後、経営管理受益権を林業事業体が取得した旨を通知。

# 森林経営管理制度の進め方（今後の取り組み）

- ・市町村森林経営管理事業

- 市町村が主体となり計画的な森林整備の実施

- 奥地や条件不利地等において、間伐等の森林整備や必要に応じて複層林施業を実施

- 〈事業内容〉

- 森林境界の明確化

- 森林現況調査

- 森林整備実施

# 森林経営管理制度の進め方

【意向が集約され森林の管理方法や整備計画が作成されるイメージ】



## 集約された意向により経営管理の方法を決定

- 「市町村に委託したい」が多い区域 → 市町村が経営管理
- 「民間に委託したい」が多い区域 → 林業事業体が経営管理
- 「自分で管理している」が多い区域 → 引き続き適切な経営管理
- 「売却・寄付したい」が多い区域 → 森林バンク(設立予定)に登録
- 「回答なし、所有者不明」の区域 → 意向の確認、森林所有者の探索

## 森林の整備計画を作成

- 既作業道を利用した木材生産を計画
- 森林環境の保全を  
目指し保育間伐を計画



# 森林経営管理制度により期待される効果

林業の成長産業化 と 森林環境の保全 を目指して



木材生産

地域雇用

地域経済

# 「林地台帳制度」について

- 森林の土地一筆ごとに整備された、所有者情報や地図情報のG I Sデータ。（文字情報と図面）
- 令和元年4月から市町村が管理・運用。
- 登録内容は  
森林の所在地、登記簿上の所有者、占有者、  
地積調査・明確化の有無、森林経営計画の有無
- 今後、正確な情報に修正しながら、意向調査の結果などを反映していきます。

※「森林管理制度のパンフレット」や「意向調査のアンケート」の送付は、林地台帳の登録情報をもとに実施されます。

| 所在 |    |    |         |     | 登記簿上の所有者 |    |       |       | 現に所有している者・所有者と見なされる者 |    |       |      |             | 森林の土地の境界に関する測量の実施状況 |       |             |       | 森林経営計画の認定状況 |        |      | 公益的機構別施業森林等 |      |
|----|----|----|---------|-----|----------|----|-------|-------|----------------------|----|-------|------|-------------|---------------------|-------|-------------|-------|-------------|--------|------|-------------|------|
| 所在 | 地番 | 地目 | 面積（h a） | 林小班 | 氏名・名称    | 住所 | 共有の有無 | 登記年月日 | 氏名・名称                | 住所 | 共有の有無 | 記載事由 | 届出年月日・記載年月日 | 地積調査                |       | 境界の確定に資する測量 |       | 認定の有無       | 認定者の種類 | 認定年月 | 区分          | 施業方法 |
|    |    |    |         |     |          |    |       |       |                      |    |       |      |             | 済・未済                | 実施年月日 | 済・未済・一部済    | 実施年月日 |             |        |      |             |      |

# 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

令和元年度税制改正において、  
森林環境税及び森林環境譲与税が創設。

## ➤ 森林環境税創設の趣旨

- ① パリ協定※の枠組みの下における、  
わが国の**温室効果ガスの排出削減目標**の達成
- ② 近年、激甚化している山地災害の防止を図るため  
**森林整備の推進**

このような森林の多面的機能を発揮するために、市町村主導で行われる「新しい森林管理システム」の実施に必要な安定的な地方財源を確保するため、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、わが国の森林を支える仕組みとして創設されます。

※パリ協定COP21



日本の温室効果ガスの排出削減目標額の達成には、

森林吸収量を確保する森林の整備が必要となります。



# 税の徴収・交付のイメージ



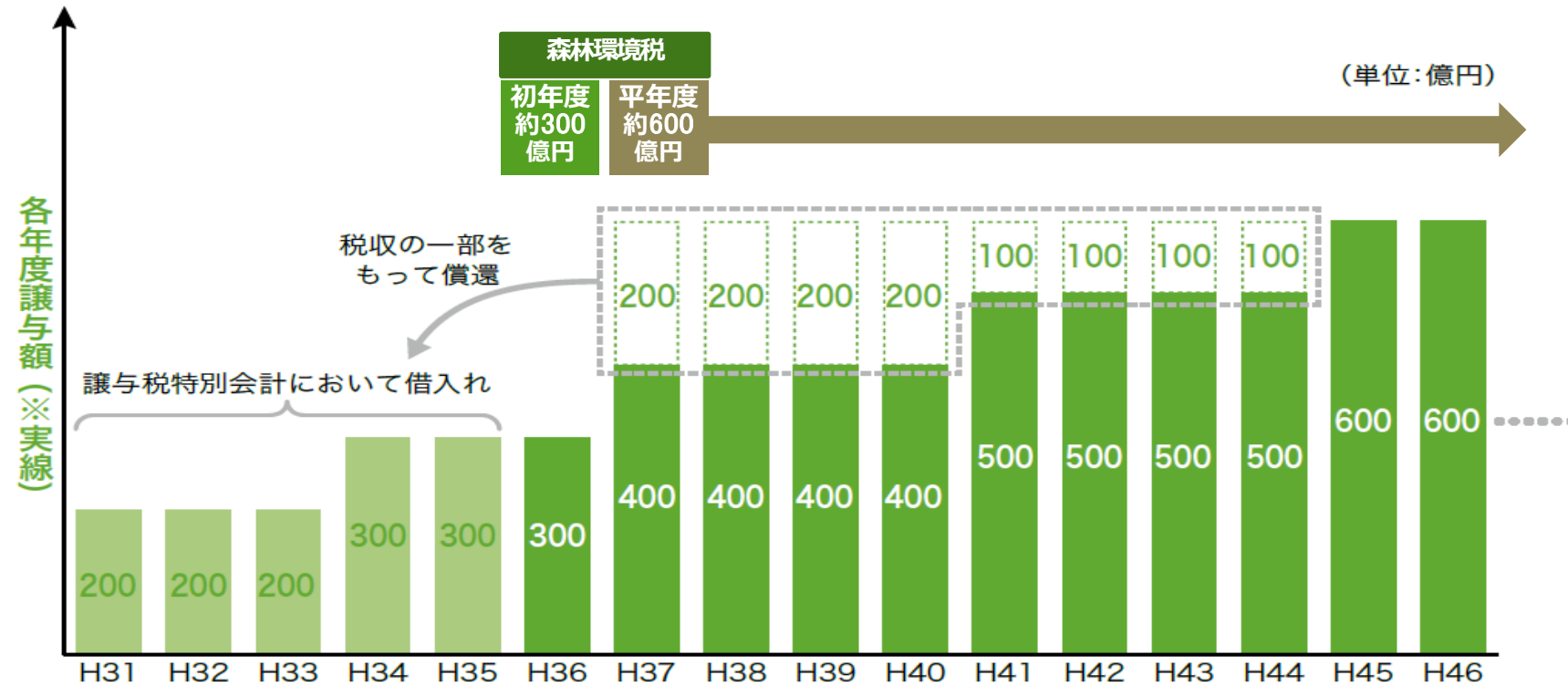
## 制度のイメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組みです



※2023年度までは国税として復興税が課税されています。

# 森林環境譲与税の各年度の譲与額



|               |       |       |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 市町村 : 都道府県の割合 | 80:20 | 85:15 | 88:12 | 90:10 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|

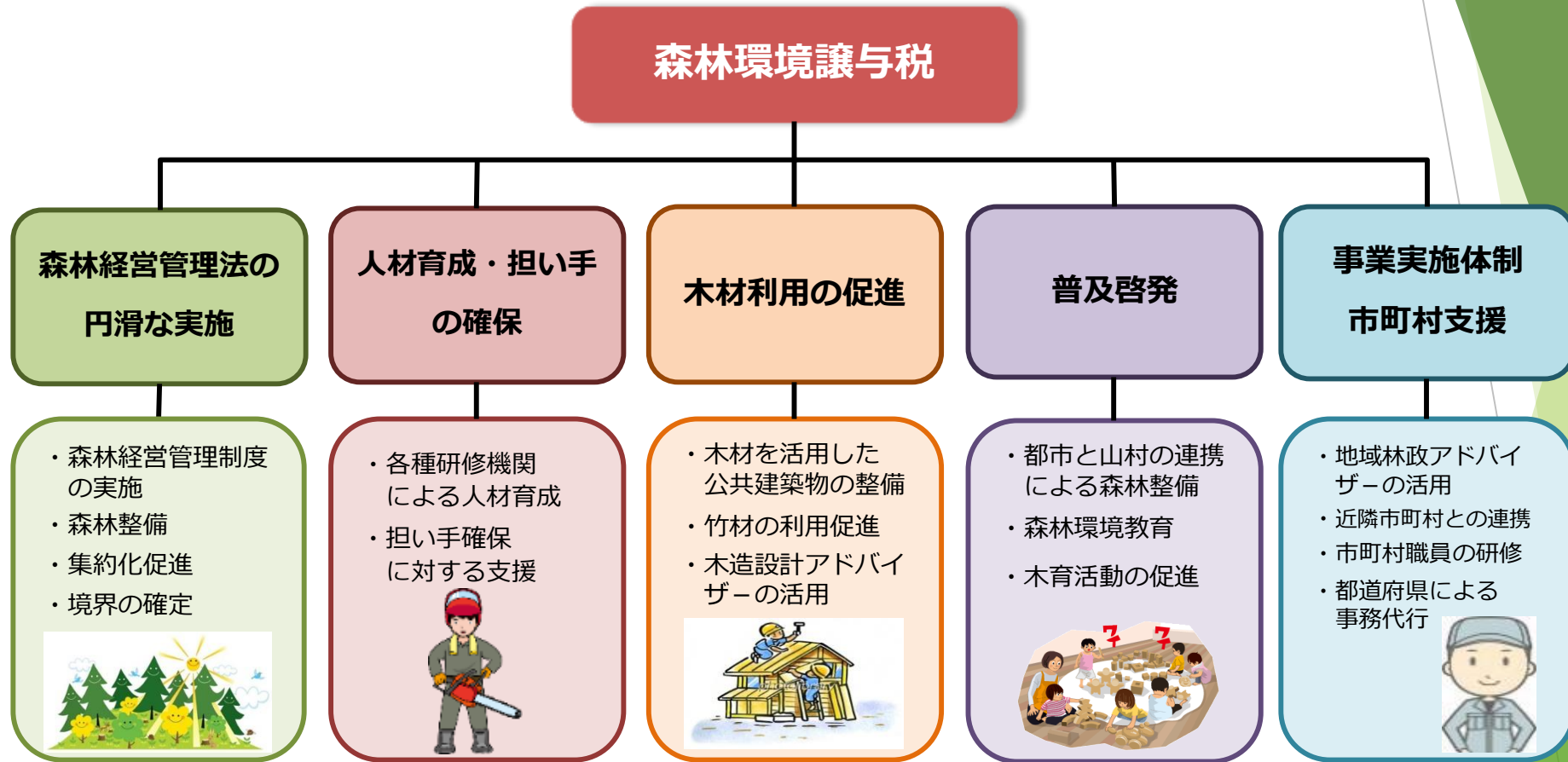
## 森林環境譲与税の配分割合

|      |                |
|------|----------------|
| 市町村分 | 50% : 私有林人工林面積 |
|      | 20% : 林業就業者数   |
|      | 30% : 人口       |
| 都道府県 | 市町村と同じ基準       |

市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように償還額を設定。



# 森林環境譲与税の使われ方



## 多くの森林をもつ山間部の市町村では

新たな森林管理システムを活用して、これまで手入れのできていなかった森林の整備、その経営管理を担う人材育成・担い手の確保を推進します。

## 森林が少ない都市部の市町村では

木材利用の促進や、山間部の市町村との連携による森林環境教育などの普及啓発に取り組みます。

# 徳島市 阿波市 吉野川市 勝浦町 東みよし町 でつくる 徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会

▶ 設立 令和元年 10月18日

▶ 協議会会員

徳島市 阿波市 吉野川市 勝浦町 東みよし町

徳島県林業戦略課 徳島県東部農林水産局

徳島森林づくり推進機構（協議会事務局）

▶ 設立の目的

新たな森林管理システムを円滑に実施するため、制度の周知や森林所有者への意向調査など、各市町で行うこととなった共通の事務を合理的に実施するとともに、外部有識者の技術的な支援を得られるよう合同で取り組むこととし、**適正な森林管理**を通じて、

**森林吸収源対策の推進及び山地災害等の予防**に資する。

# 徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会の取り組み

- 森林経営管理制度の周知パンフレット作成・送付  
～林地台帳に登録のある森林所有者に、新しい制度のお知らせ～

|            |             |
|------------|-------------|
| 阿波市        | 2,367件      |
| 徳島市        | 3,627件      |
| 吉野川市       | 4,000件(調査中) |
| 勝浦町        | 1,629件      |
| 東みよし町      | 3,599件      |
| 計 約15,000件 |             |

林地台帳の登録情報の一部が古く、  
返還された郵便物も多くあったため、  
正しい情報に更新していきます。

森林所有者の皆様へ

## 新たな森林管理システムがスタートしました

この制度では、森林所有者に森林の適切な経営や管理が促され、市町村がそのサポートを行います。

### 森林経営管理制度～新たな森林管理システム～の概要

これまで森林所有者自ら又は関係事業等に委託し、山の経営管理を行っていた森林所有者が、新たな森林管理システムにより、市町村に委託し、市町村が森林の適切な経営や管理を行うようになります。

市町村は、森林所有者の意向や能力に応じて、森林の適切な経営や管理を行うことができます。

市町村は、森林所有者の意向や能力に応じて、森林の適切な経営や管理を行うことができます。

市町村は、森林所有者の意向や能力に応じて、森林の適切な経営や管理を行うことができます。

市町村は、森林所有者の意向や能力に応じて、森林の適切な経営や管理を行うことができます。

## 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

第196回通常国会における森林関連法令の閣議により、平成31年度税制改正において、森林環境税(2024年度から年額1,000円を課税)及び森林環境譲与税(2019年度から課税)が創設されました。

### 創設の趣旨

① 創設の趣旨  
② 創設の趣旨  
③ 創設の趣旨

### 税の使われ方

森林環境譲与税は、市町村においては、「森林整備及びその促進に関する費用」に充てられることとされています。

具体的なことは、「新たな森林管理システム」を活用して、これまで手入れのできていなかった森林の整備、そのための意向調査や境界の明確化、森林整備を支える木材利用の促進等に取り組めます。

### 制度のイメージ

森林環境税等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組みです。

令和6(2024)年度から施行 平成31(2019)年度から施行

交付税及び譲与税市金特別会計

市町村は、森林所有者の意向や能力に応じて、森林の適切な経営や管理を行うことができます。

## 新たな森林経営管理制度の進め方

まずは所有者の意向調査から

① 経営管理が行われていない森林の所有者などを調べ、どのように意向調査を行うのか、計画を作成します。

② 計画に基づき、森林所有者の方々へ森林の経営管理に関する意向調査を随時に行います。意向調査は地域により異なります。

③ 意向調査の結果を踏まえ、森林の適切な経営管理の方法を決定していきます。

### 新しい制度がつけられた背景

「伐って、使って、植える」森林資源を循環利用する時代に、国内の森林は、スギ・ヒノキが大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えています。更に国産材の需要も年々増加しており、木材の安定供給が求められています。

### 森林の適切な経営管理による森林環境の保全が必要

長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより、無管理や所有者不明で放置された森林が増えつつあります。このままでは災害防止、地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能が維持できなくなる恐れがあります。

### 森林経営管理制度により期待される効果

市町村(市町村)では、森林の適切な経営管理が実現され、森林環境の保全につながります。森林所有者は、森林の適切な経営管理が実現され、森林環境の保全につながります。

## 山を「売りたい」「買いたい」方は「森林バンク」

山林の売却、寄付、買い取りを希望される方は、森林バンクに登録できます。

ハローフォレストでの相談や、意向調査の回答のうち森林の売却や寄付を希望される場合、森林売却のあっせん等を行う「森林バンク(設立予定)」に情報登録できるようになります。ハローフォレストでは、事前登録を受け付けており、正式に森林バンクが設立されると、情報が増えてきた地域の森林から、購入希望者へ売却等の提案をしていくことになります。

山林の売却、寄付に関するご相談もハローフォレストまでご連絡ください。

## 山の相談窓口「ハローフォレスト」

山を持つと、山の管理のことで多くの悩みや心配ごとが。自分では管理できない... 山の境界が分からない...

新たな森林管理システムって?

ハローフォレスト 徳島森林づくり推進機構

徳島市川内町平石吉209番地5 徳島健康科学総合センター2階

TEL 088-679-4170 FAX 088-679-4104 E hello@forest-tokushima.or.jp

森林経営管理制度についての質問や、山の管理についての相談は、ハローフォレストにお気軽にお問い合わせ下さい。

徳島市 阿波市 吉野川市 勝浦町 東みよし町は、かつて住まれ続けた身近な山を多くする地域でした。しかし、高齢化や生活の都市化により、十分に管理のできていない森林が次第に増えることで、地域の安全で安心な生活を維持できなくなる心配があります。

そこで、新しくはじまる森林管理システムを活用した適切な山の管理により、森林の多面的機能を維持し、次世代につなげるため、徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会を設立しました。

徳島市 阿波市 吉野川市 勝浦町 東みよし町 できてる  
徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会  
https://hello-f.jp

# 徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会の取り組み

## 山の相談窓口「ハローフォレスト」の開設

森林経営管理制度についてのお問い合わせや山の管理のことなど  
山に関するご相談は、ハローフォレストにお問い合わせください。

**ハローフォレスト**

お気軽にお問い合わせください

**徳島森林づくり推進機構**

徳島市川内町平石住吉209番地5 徳島健康科学総合センター2階

**☎088-679-4170**    ✉[hello-f@foresut-tokushima.or.jp](mailto:hello-f@foresut-tokushima.or.jp)

- 電話相談   ：   平日9:00～17:00
- 窓口での個別相談   できるだけご予約をお願いします。
- 山の所在地や山の状況などの分かる資料をご準備ください。



ご清聴ありがとうございました。